

青葉区防災計画

資料編

平成30年2月

目次

第1 防災組織	1
1-1 青葉区災害対策連絡協議会設置要綱	2
1-2 区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱	7
1-3 県・横浜・川崎 防災・危機管理対策推進協議会設置要綱.....	10
1-4 九都県市防災・危機管理対策委員会規約	13
第2 災害予防	14
2-1 横浜防災ライセンス 青葉連絡会会則.....	15
2-2 青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則	17
第3 災害警戒区域	20
3-1 水防法に基づき定める災害時要援護者施設の名称及び所在地.....	21
3-2 土砂災害防止法に基づき定める災害時要援護者施設の名称及び所在地	22
第4 情報の受伝達	26
4-1 防災関係機関連絡先.....	27
第5 応急措置・救護	28
5-1 青葉区災害時救急医療のしおり抜粋版（作成：青葉区医師会）	29
5-2 災害時給水所	34
5-3 災害用井戸	36
第6 避難・受入	38
6-1 地域防災拠点（指定避難所）	39
6-2 広域避難場所	41
6-3 福祉避難所（特別避難場所）	42
6-4 帰宅困難者一時滞在施設	43
6-5 地域防災拠点におけるペット同行避難者の受け入れルール例.....	44
6-6 災害ボランティアの受入れイメージ（作成：青葉区災害ボランティア連絡会）	46
第7 協定等	48
第8 緊急巡回・点検路線図	52

第9 区民へのお願い	54
9-1 よこはま地震防災市民憲章	55
9-2 皆様の自助が減災のまち「青葉区」につながります	56
9-3 青葉区防災必携（情報面）	57

第 1 防災組織

1-1 青葉区災害対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 青葉区内における災害発生の予防、発生後の応急対策、復旧対策及び被害の拡大防止を目的として、青葉区災害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各項について協議し、当該業務の推進を図るものとする。

- (1) 青葉区における地域防災計画に関すること
- (2) 青葉区民、行政機関及び関係諸団体の相互協力に関すること
- (3) 緊急時における情報の収集、伝達その他の応急対策に関すること
- (4) 地域防災拠点に関すること
- (5) 防災意識の高揚及び防災知識の普及に関すること
- (6) 防災訓練の実施に関すること
- (7) その他、協議会において必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別紙1に掲げる行政機関及び関係諸団体から選任された委員をもって組織する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 青葉区長
- (2) 副会長 青葉区連合自治会長会会長、青葉警察署長、青葉消防署長、及び青葉区副区長
- (3) 常任委員 青葉土木事務所長、青葉区福祉保健センター長、青葉区福祉保健センター担当部長及び協議会委員の中から会長が選任する者

(常任協議会)

第5条 協議会に常任協議会を置く。

- 2 常任協議会は、前条に規定する役員により構成する。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代行する。

3 顧問は、協議会の求めに応じて必要な助言を行う。

(会議)

第8条 協議会は、第2条に掲げる所管事項で特に重要な案件（青葉区防災計画の大幅な修正や九都県市合同防災訓練の中央会場となるような訓練等）を協議するため、会長が招集する。

2 常任協議会は、前項に掲げる事項以外の第2条に掲げる所管事項を協議するため、会長が招集する。また、会長は常任協議会の協議事項について、全ての委員に対して情報提供を行う。

3 会長は、本条で定める会議の議長となる。

(部会)

第9条 協議会に次の部会を置く。

(1) 地域防災計画策定部会

(2) 防災訓練部会

(3) その他、会長が必要と認める部会

2 部会の構成員は、協議会委員の中から会長が定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、青葉区役所総務課内に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

付則

この要綱は、平成7年5月15日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年1月24日から施行する。

別紙 1

No	区分	事業所名		区分	事業所名
1	官公庁	青葉区役所	35	防災・防犯	青葉消防団
2		青葉警察署	36		青葉火災予防協会
3		青葉消防署	37		青葉防犯協会
4		青葉土木事務所	38		青葉事業所防犯協会
5		資源循環局青葉事務所	39		青葉交通安全協会
6		資源循環局北部事務所	40		地域防災拠点運営委員会連絡協議会
7		水道局給水サービス部青葉水道事務所	41		青葉区災害ボランティア連絡会
8		環境創造局都筑水再生センター	42		アマチュア無線非常通信協力会青葉区支部
9		環境創造局下水道建設事務所	43		横浜防災ライセンス青葉連絡会
10		環境創造局北部農政事務所	44		福祉・教育
11		交通局あざみ野管区駅	45	青葉区民生委員児童委員協議会	
12		横浜地方方法務局青葉出張所	46	日本赤十字社 青葉区地区委員会	
13		緑税務署	47	青葉区老人クラブ連合会	
14		神奈川県緑県税事務所	48	青葉区PTA連絡協議会	
15		神奈川県横浜川崎治水事務所	49	青葉区公立保育園長会	
16		郵便事業株式会社 青葉支店	50	青葉区保育園（私立園長代表）	
17		国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所	51	横浜市幼稚園協会青葉支部	
18		国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局	52	青葉区小学校長会	
19	自治会・町内会	青葉区連合自治会長会	53	青葉区中学校長会	
20		中里連合自治会	54	市ヶ尾高校（区内県立高校代表）	
21		中里北部連合町内会	55	國學院大学 たまプラーザキャンパス	
22		市ヶ尾連合自治会	56	星槎大学	
23		上谷本連合町内会	57	横浜美術大学	
24		谷本連合自治会	58	桐蔭横浜大学	
25		恩田連合自治会	59	日本体育大学 横浜・健志台キャンパス	
26		青葉台連合自治会長会	60	玉川大学	
27		奈良町連合自治会	61	山内図書館	
28		奈良北団地連合自治会	62	横浜市くろがね青少年野外活動センター	
29		山内連合自治会	63	（福）こどもの国協会	
30		荏田連合自治会	64	医療	青葉区医師会
31		新荏田連合自治会	65		青葉区歯科医師会
32		荏田西連合自治会	66		青葉区薬剤師会
33		すすき野連合自治会	67		青葉区柔整医師会
34		美しが丘連合自治会	68		青葉区保健活動推進委員会

No	区分	事業所名
69	医療	横浜総合病院
70		昭和大学藤が丘病院
71		あおばウイメンズホスピタル
72		江田記念病院
73		たちばな台病院
74		緑協和病院
75		青葉さわい病院
76		横浜新都市脳神経外科病院
77		市ケ尾カリヨン病院
78		報道
79	(株)ジェイコムイースト町田・川崎局	
80	神奈川新聞社	
81	朝日新聞社田園都市支局	
82	読売新聞社田園都市支局	
83	株式会社テレビ神奈川	
84	株式会社アル・エフ・ラジオ日本	
85	横浜エフエム放送株式会社	
86	株式会社緑山スタジオ・シティ	
87	ライフライン	東京電力パワーグリッド株式会社鶴見支社
88		東京ガス株式会社 横浜支店
89		東日本電信電話株式会社神奈川支店
90		神奈川県石油商業組合緑支部
91		神奈川県エルピーガス協会横浜北支部
92		横浜市管工業協同組合
93	建築	横浜建設業協会青葉区会
94		青葉土木安全協議会
95		横浜市建築士事務所協会青葉支部
96	運輸	神奈川県トラック協会横浜北地区支部
97		東京急行電鉄(株)あざみ野駅
98		東急バス(株)青葉台営業所
99	流通	青葉区食品衛生協会
100		東急百貨店たまプラーザ店
101		たまプラーザ テラス
102		生活協同組合コープかながわハーモス荏田

	区分	事業所名
103	流通	青葉区商店街連合会
104		緑法人会
105		社団法人横浜北工業会
106		横浜商工会議所みどり支部
107		横浜農業協同組合 中里支店

1-2 区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱

制定 昭和58年2月17日総災第199号
最近改正 平成25年3月29日消危対第526号

(趣旨)

第1条 区災害対策本部の設置構成及び運営については、横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程(平成7年4月1日災害対策本部規程第1号)に定めるもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

(区本部の構成員確保)

第2条 勤務時間外等区長不在時において区本部を早急に設置し、初動体制を確立するため、区長は、あらかじめ、区本部長の代理者及びその順位を定めておくものとする。代理者の順位は、原則として上位の者からとする。

2 前項の場合において、所属職員の中から代理者を定めておくことができないときは、あらかじめ、その区内もしくは近隣地域に居住する本市の課長以上の職員の中から、その職員及びその職員の所属長並びに総務局長との協議を経て、代理者を定めるものとする。

3 前項で定める代理者は、区本部長、上位の者又は所属職員のうち同位の者が到達した時点で、代理権限をその者に引継ぎ、その区の本部員になるか、若しくは了解を得て、所属に復帰するものとする。

(区本部会議の開催)

第3条 区本部長は、必要に応じて区本部会議を開催するものとする。

(地区隊長等の任務)

第4条 区本部に地区隊長及び消防地区本部長(以下「地区隊長等」という。)が指名する職員(以下「区本部員」という。)を派遣するものとする。

(本部設置の報告、連絡)

第5条 区本部長は、区に災害対策本部を設置したときは、市長(ただし、市災害対策本部が設置された場合は、市本部長)に報告(総務局危機管理室長経由)するとともに、地区隊長等及び警察署長に連絡しなければならない。

2 地区隊長等は、所管局長に対し、区本部が設置されたことについて報告するものとする。

3 総務局危機管理室長は、区本部の設置を覚知したときは、その旨を関係局長に連絡するものとする。

4 市長は、市災害対策本部が設置されていない場合に、第1項の報告を受けたときは、関係局長に対し、必要な指示をするものとする。

(被害状況の収集)

第6条 区本部長は、区内に被害が発生したと認めたときは、積極的に被害情報を収集するとともに、地区隊長からの情報を収集し、区内の総合的な被害情報を集計する。

(配備人員の通報)

第7条 区に本部が設置されたとき、地区隊長等は配備人員を区本部長に通報するものとする。

(応援要請等)

第8条 区本部長は、災害の状況により区内防災関係機関の応援を必要とする場合は、地区隊長等を通じ、関係防災機関の応援等を要請することができる。

2 区本部長は、他の区の地区隊からの応援を必要とする場合は、地区隊を所管する局長と協議して、局長に派遣を要請することができる。

(区本部の縮小及び廃止)

第9条 区本部長は、区域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めたとき、又は応急対策がおおむね完了したと認めたときは、区本部を縮小又は廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあっては、あらかじめ、市本部長の承認を得るものとする。

2 区本部長は区本部を縮小又は廃止したときは、防災関係機関等に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年2月15日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和61年1月1日から適用する。

2 この要綱の適用前に行われたこの要綱の規定に準じた措置については、この要綱の定めるところに基づき実施された措置とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成2年4月10日から適用する。

2 この要綱の適用前において行われたこの要綱の規定に準じた措置については、この要綱の定めるところに基づき実施された措置とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成4年5月15日から適用する。

2 この要綱の適用前において行われたこの要綱の規定に準じた措置については、この要綱の定めるところに基づき実施された措置とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成6年7月1日から適用する。

2 この要綱の適用前において行われたこの要綱の規定に準じた措置については、この要綱の定めるところに基づき実施された措置とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱の適用前において行われたこの要綱の規定に準じた措置については、この要綱の定めるところに基づき実施された措置とみなす。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

1-3 県・横浜・川崎 防災・危機管理対策推進協議会設置要綱

第1条 平成7年及び平成16年の県・横浜・川崎三首長懇談会における合意に基づき、首都圏の中核を占める神奈川県・横浜市・川崎市がそれぞれ取り組んでいる地域防災計画等の中で、都市地域における防災・危機管理対策の具体化を図り、さらに協調して対策の推進を図るため、県・横浜・川崎 防災・危機管理対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 協議会は、都市地域における防災・危機管理対策の具体化を図るため、次の事項について協議を行う。

- (1) 災害発生時等における応急対策活動の相互の協力、支援の具体化策
- (2) 災害時等における、必要な空地、未利用地の確保、利用調整、情報の共有化
- (3) 石油コンビナート地区の防災対策
- (4) 都市直下型地震対策に係る制度の調査研究
- (5) 国民の保護に関する計画
- (6) その他防災・危機管理対策課題

（構成）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

（幹事会）

第4条 協議会に、その目的を達成するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、幹事会の座長は、神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課長が当たる。

（会計監事）

第5条 協議会の会計監事は、会長が協議会の同意を得て、横浜市総務局危機管理課職員及び川崎市総務局危機管理室職員及び相模原市危機管理室危機管理課職員のうちからそれぞれ各1名を毎年度選任する。

（会長）

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、神奈川県安全防災局安全防災部長をもってあてる。

（会議）

第7条 協議会の会議は会長が、幹事会は幹事会座長がそれぞれ必要に応じ招集する。

2 協議会の会長は、必要に応じて会議に、協議会の構成委員以外の関係者の出席を求めることができる。

3 協議会の会長は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

（経費）

第8条 協議会の経費は、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が同額負担するものとする。

(会計監査)

第9条 協議会の会計監査は、年1回実施する。

2 会計監事は事務局に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、神奈川県安全防災局安全防災部災害対策課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成8年2月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する

48

2-4-1 <防災組織：平常時>

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

神奈川県	安全防災部長
横浜市	危機管理室長
川崎市	危機管理室長
相模原市	危機管理監

別表 2（第 4 条関係）

神奈川県	災害対策課長
横浜市	危機管理課長
川崎市	危機管理室副室長
相模原市	危機管理課長

1-4 九都県市防災・危機管理対策委員会規約

第1 目的

九都県市防災・危機管理対策委員会（以下「委員会」という。）は、防災対策等の向上に資するため、八都県市の災害等に係る総合的な防災対策の共同研究、相互応援、合同防災訓練等について検討し、首脳会議に報告する。

第2 所掌事務

- (1) 災害等に係る総合的な防災対策に関する事項
- (2) 災害時相互応援に関する事項
- (3) 合同防災訓練に関する事項
- (4) その他、防災対策等で必要な事項

第3 組織及び運営

- (1) 委員会は、九都県市の防災担当部局長をもって構成する。
ただし、必要に応じてその他の部局長の意見を聞くことができる。
- (2) 委員会の委員長には、九都県市首脳会議を開催する都県市の防災担当部局長をあてる。

第4 部会の設置

委員会には次の部会を設置する。

- (1) 地震防災・危機管理対策部会
- (2) 合同防災訓練連絡部会
- (3) 新型インフルエンザ対策検討部会

第5 その他

- (1) 委員会に必要な経費は、九都県市首脳会議を開催する担当都県市が負担する。
- (2) この規定に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

第6 附則

この規約は、平成 8 年 4 月 9 日に施行する。

この規約は、平成 12 年 1 月 1 日に施行する。

この規約は、平成 14 年 12 月 1 日に施行する。

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日に施行する。

この規約は、平成 17 年 5 月 18 日に施行する。

この規約は、平成 19 年 1 月 1 日に施行する。

この規約は、平成 19 年 6 月 29 日に施行する。

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日に施行する。

第 2 災害予防

2-1 横浜防災ライセンス 青葉連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、「横浜防災ライセンス 青葉連絡会」(以下「本会」という。)と称する。

(会員)

第2条 本会は、横浜市消防局が実施する「横浜防災ライセンス事業」において、資機材取扱指導員又は資機材取扱リーダー講習会を修了した者のうち、本会の趣旨に賛同する青葉区在住者(以下、会員という。)をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連携の下、会員と地域防災拠点運営委員会との連携強化を図るとともに、会員の資機材取扱技術の維持及び向上を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の連絡体制の整備
- (2) 地域防災拠点運営訓練等、地域防災活動への参加及び協力
- (3) 資機材取扱訓練会等の開催
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な活動

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名

2 役員は、会員の互選によって定める。

3 役員の任期は1年とする。ただし、任期終了後も後任者が決定するまで引き続き在任するものとし、再任を妨げない。

4 任期途中で役員が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した会員がその職務を務める。

5 前項の規定により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を統括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を処理する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会、役員会、その他必要な会議とする。

2 総会は、会員をもって組織し、毎年度1回開催するものとする。ただし、必要な場合は、役員会の議決を経て臨時総会を開催することができる。

3 役員会、その他必要な会議は、随時開催することができる。

(総会)

第8条 本会の運営方針等の重要事項は、総会において決定する。

2 総会及び臨時総会は、会長がこれを招集する。

3 総会及び臨時総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度については、設立の日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、青葉区役所総務課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この会則に定めのない事項は、役員会において別途定める。

(附則)

この会則は、平成23年3月11日から施行する。

2-2 青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

(目的)

第1条 青葉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、青葉区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、青葉区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、運営委員会の会長又は会長の指名する者及び区行政関係者を委員として組織する。

2 協議会に顧問を置き、青葉区長をもって充てる。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によって定める。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、任期終了後も後任者の決定までは引き続き在任する。なお、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

2 協議会の会議は、会長が招集する。

(経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市の助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、青葉区総務部総務課に置く。

(委任)

第 10 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この会則は、平成 8 年 6 月 7 日から施行する。

(附則)

この会則は、平成 9 年 5 月 13 日から施行する。

(附則)

この会則は、平成 20 年 6 月 27 日から施行する。

第3 災害警戒区域

3-1 水防法に基づき定める災害時要援護者施設の名称及び所在地

No	施設名	住所
1	荏田地域ケアプラザ	青葉区荏田町 494 番地 7
2	NPO法人 えだ福祉ホーム	青葉区荏田町 494 番地 7
3	グループホーム プラチナホーム市ヶ尾	青葉区市ヶ尾町 1848 番地 1
4	グループホーム プラチナホーム市ヶ尾Ⅱ	青葉区市ヶ尾町 1848 番地 1
5	グランケアあざみ野	青葉区新石川一丁目 7-1
6	あざみ野ベビールーム	青葉区あざみ野一丁目 7-1
7	神奈川県立市ヶ尾高等学校	青葉区市ヶ尾町 1854
8	ビオラ市ヶ尾地域ケアプラザ	青葉区市ヶ尾町 25-6
9	ひかり苑	青葉区さつきが丘 8-4
10	グループホームスマイル青葉	青葉区恩田町 1152
11	グループホーム プラチナホーム鴨志田	青葉区鴨志田町 256
12	グループホームみんなの家 横浜市ヶ尾	青葉区鉄町 1224
13	グループホーム ゆい 青葉	青葉区荏田町 1288
14	ロイヤルレジデンスあざみ野	青葉区あざみ野 4-37-6
15	小規模多機能施設 ゆい 青葉	青葉区荏田町 1288
16	ブリランテ	青葉区奈良町 1843-17
17	アンダンテ	青葉区奈良町 1843-17
18	第2アンダンテ	青葉区奈良町 1843-17
19	市ヶ尾カリヨン病院	青葉区市ヶ尾町 23-1
20	医療法人社団明芳会 横浜新都市 脳神経外科病院	青葉区荏田町 433
21	鉄小学校	青葉区鉄町 427
22	さつきが丘小学校	青葉区さつきが丘 8
23	奈良小学校	青葉区奈良町 1541-2
24	谷本小学校	青葉区藤が丘一丁目 55-10

3-2 土砂災害防止法に基づき定める災害時要援護者施設の名称及び所在地

No	施設名	住所
1	イリーゼ あざみ野	青葉区あざみ野四丁目 32-2
2	リアンレーヴ市ヶ尾式番館	青葉区市ヶ尾町 1156-3
3	グループホーム ゆい 青葉	青葉区荏田町 1288
4	小規模多機能施設ゆい 青葉	青葉区荏田町 1288
5	プラチナ・ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田町 75-1
6	美しの森幼稚園	青葉区新石川二丁目 16-17
7	特別養護老人ホーム創生園青葉	青葉区奈良町 881-13
8	ラフル	青葉区青葉台一丁目 4
9	愛和太陽幼稚園	青葉区荏子田三丁目 26-3
10	東洋英和女学院大学付属かえで幼稚園	青葉区美しが丘三丁目 46-8
11	奈良幼稚園	青葉区奈良町 2533-22
12	もえぎ野幼稚園	青葉区もえぎ野 15-4
13	横浜さくら幼稚園	青葉区鉄町 2345
14	すすき野・あざみ野学童保育	青葉区元石川町 3794
15	ナザレ幼稚園からんこ山放課後児童クラブ	青葉区寺家町 608
16	青葉台地域ケアプラザ	青葉区青葉台二丁目 8-22
17	緑の郷	青葉区鉄町 2075-3
18	たまプラーザ倶楽部	青葉区元石川町 3697-1
19	介護老人福祉施設 大樹の郷	青葉区恩田町 2282
20	特別養護老人ホーム青葉あさくら苑	青葉区恩田町 2994-1
21	みすずが丘ショートステイセンター	青葉区みすずが丘 23-2
22	青葉台ケアセンターそよ風	青葉区桜台 44-7
23	横浜あおばの里	青葉区鉄町 1375
24	リハビリゾート青葉	青葉区奈良四丁目 6-13
25	横浜シルバープラザ	青葉区鉄町 2075-5
26	リハビリゾート青葉ユニット館	青葉区奈良四丁目 6-13

No	施設名	住所
27	みどりのそよかぜ	青葉区みすずが丘 26-15
28	グループホーム プラチナ・ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田町 758-1
29	花物語おんだ	青葉区恩田町 3114-1
30	ジョイライフ藤が丘	青葉区千草台 13-5
31	未来倶楽部 さくら台	青葉区桜台 35-25
32	ボンセジュール荏田	青葉区荏田西二丁目 14-6
33	ライフコミュニケーションあざみ野	青葉区あざみ野南二丁目 1-12
34	ヒルデモアこどもの国	青葉区奈良町 750-1
35	ジョイライフ第二藤が丘	青葉区千草台 38-3
36	あおば地域活動ホームすてっぷ	青葉区青葉台二丁目 8-22
37	横浜総合病院 かんがるーるーむ	青葉区鉄町 2201-5
38	NPO チームしらはた あざみ野	青葉区あざみ野一丁目 10-2
39	横浜市美しが丘保育園	青葉区美しが丘二丁目 2-1
40	たまプラーザのぞみ保育園	青葉区美しが丘五丁目 2-34
41	グローバルキッズあざみ野園	青葉区新石川一丁目 2-10
42	オルタスそらいろ	青葉区青葉台一丁目 4
43	医療法人社団明芳会 横浜新都市 脳神経外科病院	青葉区荏田町 433
44	横浜新都市脳神経外科病院 たけのこ保育室	青葉区荏田町 423-2
45	医療法人社団博慈会 青葉さわい病院	青葉区元石川町 4300
46	青葉さわい病院 わかば保育室	青葉区元石川町 4300
47	保育ルーム ジョイア	青葉区しらとり台 1-7
48	医療法人社団緑成会 横浜総合病院	青葉区鉄町 2201-5
49	神奈川県立元石川高等学校	青葉区元石川町 4116
50	麻生養護学校元石川分教室	青葉区元石川町 4116 (元石川高校内)
51	青葉台小学校	青葉区桜台 47
52	市ケ尾小学校	青葉区市ケ尾町 1632-1

No	施設名	住所
53	美しが丘小学校	青葉区美しが丘二丁目 29
54	黒須田小学校	青葉区黒須田 34 番地 1
55	嶮山小学校	青葉区すすき野一丁目 6-4
56	さつきが丘小学校	青葉区さつきが丘 8
57	つつじが丘小学校	青葉区つつじが丘 34
58	奈良小学校	青葉区奈良町 1541-2
59	東市ケ尾小学校	青葉区市ケ尾町 519
60	もえぎ野小学校	青葉区もえぎ野 16
61	山内小学校	青葉区新石川一丁目 20-1
62	谷本小学校	青葉区藤が丘一丁目 55-10
63	青葉台中学校	青葉区青葉台二丁目 25-2
64	あざみ野中学校	青葉区あざみ野一丁目 29-1
65	美しが丘中学校	青葉区美しが丘三丁目 41-1
66	奈良中学校	青葉区すみよし台 36-3
67	緑が丘中学校	青葉区千草台 50-1
68	山内中学校	青葉区美しが丘五丁目 4
69	谷本中学校	青葉区梅が丘 5
70	桐蔭学園幼稚部	青葉区鉄町 1614
71	ナザレ幼稚園	青葉区鴨志田町 1264
72	地域療育センターあおば	青葉区黒須田 34-1
73	ナザレ幼稚園放課後児童クラブ	青葉区鴨志田町 1264
74	ひかり苑	青葉区さつきが丘 8-4
75	ヴェルデの森	青葉区寺家町 548-2
76	グリーン	青葉区鴨志田町 335-1

第4 情報の受伝達

4-1 防災関係機関連絡先

	機関名	住所	電話
公 官 庁	青葉区役所	青葉区市ケ尾町 31-4	045-978-2323
	青葉土木事務所	青葉区市ケ尾町 31-1	045-971-2300
	青葉消防署	青葉区市ケ尾町 33-1	045-974-0119
	青葉警察署	青葉区市ケ尾町 29-1	045-972-0110
医 療 機 関	青葉区休日急患診療所	青葉区市ケ尾町 31-21	045-973-2707
	昭和大学藤が丘病院	青葉区藤が丘 1-30	045-971-1151
	医療法人社団明芳会 江田記念病院	青葉区あざみ野南 1-1	045-912-0111
	市ケ尾カリヨン病院	青葉区市ケ尾町 23-1	045-511-7811
	医療法人社団明芳会 横浜新都市脳神経外科病院	青葉区荏田町 433	045-911-2011
	医療法人社団緑成会横浜総 合病院	青葉区鉄町 2201-5	045-902-0001
	医療法人社団一成会たちば な台病院	青葉区たちばな台 2-2-1	045-962-3338
	緑協和病院	青葉区奈良町 1802	045-962-9666
医療法人社団博慈会青葉さ わい病院	青葉区元石川町 4300	045-901-0025	
ラ イ フ ラ イ ン	東京電力エナジーパートナ ー	—	0120-99-5772
	神奈川カスタマーセンター	—	
	東京ガス(株) お客様センター	—	0570-002211
	公益社団法人 神奈川県L Pガス協会 お客様相談所	—	0120-244-566
横浜市水道局 青葉水道事務所	—	045-847-6262	
報 道	イツコム株式会社 メディアセンター	横浜市青葉区市ケ尾町 541-1	0120-109199
	横浜コミュニティ放送 株式会社	横浜市青葉区市ケ尾町 541-1	045-330-5322

第5 応急措置・救護

青葉区医師会・歯科医師会・薬剤師会より

訓練スローガン

「自助・共助・公助」

家族を救い、隣人を助け、周囲の人たちと共に生き抜く力を備えた地域社会！！

- ①慢性疾患でかかりつけ医に通院中の方は、毎日服用している薬剤を10日～2週間くらい多めに処方してもらい、いつも余るようにしておく習慣をつける。できれば薬剤を2ヵ所に分散して保管する。
- ②健康保険証・お薬手帳とそのコピーを必ず携帯するようにし、自宅内の別の場所に保管する。
- ③自分の病気の病名・飲んでいる薬の名前・いつから飲んでいるか、またかかりつけ医の連絡先をメモして携帯する。
- ④入れ歯は、破折れしても、捨てないでください。修理が可能です。



- ⑤上気道感染予防（口腔衛生）のため 含嗽剤（うがい）、歯ブラシを避難袋に常備してください。
災害時の虫歯予防には、キシリトール入りのガムなどを活用する。

以下は

実際に阪神淡路大震災で被災された西宮市の瀧川薬局さんと新潟中越地震で被災されたひまわり薬局さんにご協力いただきまとめたものです。

- ①被災し一番欲しかったもの
電池（特に単一、単二がない ⇒ 懐中電灯やラジオ用）
電気が止まるのでPCやTVもダメ。
- ②被災し実際に使ったもの
マスク、目薬、ぬれティッシュ（又は赤ちゃんのおしり拭き）
*傾いている建物などを壊すのですごいホコリ、顔や手をあらえない、目も湯きゴロゴロするため。
- ③店頭で記憶に残ったもの
ホカロン（阪神淡路大震災が冬だったため）
精製水（飲めるし、消毒になる）⇒ きれいな水
*当時はミネラルウォーターなどなかった。（きれいな水がいる）

清浄綿

ドライシャンプー

女性用生理用品

④震災の時、家にあると便利なもの

サランラップ

ローソク・マッチ・ローソク受け皿

ご飯（必ず炊いておく）

風呂の水は捨てない

カロリーメイトのようなすぐに食べられるもの

⑤被災した時、病院の薬について

病院自体も問屋さんも機能しなくなるので、2週間の予備が必要(神戸の場合)

近隣の県などからボランティアや薬がすぐに到着した(新潟の場合)

*電気が止まるのでPCが使えないので『お薬手帳』が非常に役立った。

⑥震災で気づいたこと

・簡易トイレのせいか便秘の人が増える

・きず薬や風邪薬は意外と売れない(風邪をひかない)

・抗生剤や以前と同じ薬の処方緊急災害時には処方せんなしでも出せるようになる(医療機関自体が機能しなくなったりするため)

⑦< いざという時に必要な防災用品 >

◎使い捨てマスク

◎目薬(スマリン12 など)

◎清浄綿(アイ清浄綿 など)

◎ウェットティッシュ

◎ミニラップ

◎栄養機能食品(ソイジョイ、カロリーメイトなど)

◎生理ナプキン

◎ドライシャンプー

◎精製水又はミネラルウォーター

○消毒薬(マキロンなど)

○便秘薬(タケダ漢方便秘薬 など)

○下痢止め(正露丸 など)

○風邪薬(パブロン など)

○痛み止め(タイレノールなど)

○救急絆創膏(カットバン、バンドエイドなど)

○毛抜き

○ハサミ

○包帯

○歯ブラシ(ハミガキセット)

○うがい薬



平成
22年2
月作成
のもの
を改訂

《協力薬局》

瀧川薬局：昭和32年開局。西宮市を中心に調剤とOTCの薬局を6店舗。阪神淡路大震災では3店舗が全壊。
ひまわり薬局：新潟県小千谷市。調剤とOTCの薬局。

水害時の消毒薬の手引き（抜粋）

（社）名古屋市薬剤師会

水害時の消毒法

消毒対象	消毒薬	調製方法	使用方法	注意事項
屋外（し尿槽や下水があふれた場所、動物の死骸や腐敗物が漂着した場所、氾濫した汚水が付着した壁面、乾燥しにくい床下）	クレゾール石けん	クレゾール石けん液 30ml に水を加えて 1ℓ とする。液が濁って沈殿物が生じた場合には上澄み液を使用する。	家屋のまわりは、じょうろや噴霧器などで濡れる程度に散布する。壁面は、泥などの汚れを水で落としてから、消毒液をひたした布などでよく拭く。または噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。	取り扱う際には長袖、長ズボンを着用し、メガネ、マスク、ゴム手袋などを使用し皮膚や目にかからないよう注意すること。皮膚についた場合には大量の水と石けんでよく洗い流す。目に入った場合は、水で 15 分以上洗い流し、医師の診察を受けること。使用する直前に希釈し、希釈する濃度を守ること。他の消毒薬や洗剤などと混合しないこと。他の容器に移して保管しないこと。浄化微生物に影響を及ぼすので、浄化槽には散布しないこと。
	オルソ剤	オルソ剤 20ml に水を加えて 1ℓ とする。		
屋内（汚水に浸かった壁面や床、家財道具）	塩性石けん	塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウムとして 0.1% の濃度になるように希釈する。（10% 製品の場合、本剤 10ml に水を加えて 1ℓ とする。）いろいろな濃度のものが市販されているので、希釈倍率に注意。	泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、希釈液にひたした布などでよく拭く。または噴霧器で噴霧する場合は、濡れる程度に噴霧する。その後は風通しをよくしそのまま乾燥させる。	
手指（後片付けなどで、汚染された箇所や土に触れた手指）	塩性石けん		汚れを石けんで洗った後、流水で石けんを落とし、洗面器などに入れた消毒液に手首まで浸し、30 秒以上もみ洗いをする。その後、乾いたタオルなどでよく拭き取る。石けんが残っていると殺菌力が低下するので、よく洗い流すこと。	
食器類	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が 0.02% になるように希釈する。（10% 製品の場合には、本剤 2ml に水を加えて 1ℓ とする）	食器を水洗いした後、消毒液に 5 分以上浸し、その上で自然乾燥させる。	
井戸水	次亜塩素酸ナトリウム	残留塩素として 1～2 ppm の濃度になるよう調製する。（10% 製品を使用する場合は、水 1ℓ につき 1 滴を加える。）	汚染された井戸水は水質検査で飲用可能になるまで飲まない方が良いが、やむを得ず使用する場合は、煮沸してから用いる。また、消毒薬を使用する場合は、汲み取った水に 1～2 ppm 濃度になるよう調製した消毒液を入れ、30 分以上放置してから飲用する。	

『薬剤師のための災害マニュアル』日本薬剤師会 より 転載の許可を得ています

資料 12—2 消毒方法について

消毒するもの	使用薬剤など	めやす量
手指	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	石鹼で手洗い後、100 倍液(下記参照)に浸して洗浄する
	速乾性擦式手指消毒剤消毒用エタノール (70%)	原液 3ccを手のひらにとり、乾燥するまで(約 1 分間)手に擦込んで使う
食器・器具・ふきんまな板・おもちゃ等	次亜塩素酸ナトリウム (台所用塩素系漂白剤など)	100 倍液(下記参照)に 30 分間浸し、水洗いする
	熱湯消毒	80℃、5 分以上(ただし、ふきんは 100℃で 5 分以上煮沸)
トイレの取っ手 ドアのノブ	消毒用エタノール (70%)	濃度はそのまま使用し薬液を含ませた紙タオル等で拭くか噴霧する
	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	50 倍液(下記参照)を含ませた紙タオル等で拭く
衣類の消毒	次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤など)	100 倍液(下記参照)に 30 分間つけた後、洗濯する
	熱湯消毒	熱水洗濯機(80℃ 10 分間)で処理し洗浄後乾燥させる
風呂場	逆性石鹼液 (塩化ベンザルコニウム液 10%)	100 倍液(下記参照)を含ませた紙タオル等で拭く
	熱湯消毒	熱湯で洗い流す

消毒液の作り方

※おむつ交換時と便の処理を行う時は、使い捨てビニール手袋を使用する。
 ※次亜塩素酸ナトリウムは、金属腐食性があるので、消毒後、水拭きする。

濃度	希釈液の作り方
50 倍液	<p>①水道水 1000cc (500ccペットボトル 2本分)</p> <p>②薬剤 20cc</p> <p>逆性石鹼の場合 薬剤キャップ1杯 約5ccとして 約4杯</p>
100 倍液	<p>①水道水 1000cc (500ccペットボトル 2本分)</p> <p>②薬剤 10cc</p> <p>逆性石鹼の場合 薬剤キャップ 1杯 約5ccと して 約2杯</p> <p>家庭用塩素系漂 白剤の場合 薬剤キャップ 1杯 約25cc として 約1/2杯弱</p>

◆ 大阪府ホームページ <http://www.pret.osaka.jp/chiki/kenkou/kansen/o157/> も併せてご参照ください。

『薬剤師のための災害マニュアル』日本薬剤師会 より 転載の許可を得ています

家庭用塩素系漂白剤 希釈方法

一般的に市販されている家庭用塩素系漂白剤の塩素濃度は、約5%です。

塩素濃度約5%のものを利用した場合の方法を以下に示します。
(家庭用塩素系漂白剤のキャップ1杯が、約25ccの場合です。)

濃 度	消毒するもの	希釈液の作り方
10倍 ※濃度 約5000ppm	嘔吐物・便など	<p>①水道水 500cc (500ccペットボトル1本分)</p> <p>②家庭用塩素系漂白剤 50cc</p> <p>キャップ約2杯</p>
50倍 ※濃度約 1000ppm	便や嘔吐で汚れた衣類・ リネン類 風呂場・洗い場 (50倍液で洗い、30分 放置し、水で洗い流す。 または、熱湯で洗い流 す。)	<p>①水道水 2500cc (500ccペットボトル5本分)</p> <p>②家庭用塩素系漂白剤 50cc</p> <p>キャップ約2杯</p>
250倍 ※濃度 約200ppm	トイレの取っ手・トイレ の床・便座・トイレドア のノブ・蛇口など (250倍液に浸したペー パータオル・布等で拭き、 消毒後、水拭きする。)	<p>①水道水 2500cc (500ccペットボトル5本分)</p> <p>②家庭用塩素系漂白剤 10cc</p> <p>キャップ約1/2杯弱</p>

◆ 大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/chiiki/kenkou/kansen/srv/>も併せてご覧ください。

大阪府健康福祉部地域保健福祉室健康づくり感染症課 作成

大阪府学校保健会 「危機管理マニュアル」より引用 (お問い合わせは、最寄りの保健所へ)

『薬剤師のための災害マニュアル』日本薬剤師会 より 転載の許可を得ています

5-2 災害時給水所

1 配水池

施設名	池数	漕数	有効貯水量 (m ³)	地震時確保見込み水量 (m ³)	所在地
恩田配水池	1	2	25,000	5,000	青葉区榎が丘 20-1

2 災害用地下給水タンク

No	施設名	有効貯水量	住所
1	青葉台中学校	60 m ³	青葉区青葉台 2-25-2
2	美しが丘小学校	60 m ³	青葉区美しが丘 2-29
3	荏田西小学校	60 m ³	青葉区荏田西 4-5-1
4	奈良小学校	60 m ³	青葉区奈良町 1541-2
5	谷本小学校	60 m ³	青葉区藤が丘 1-55-10
6	鉄小学校	60 m ³	青葉区鉄町 427
7	あざみ野中学校	60 m ³	青葉区あざみ野 1-29-1
8	恩田小学校	60 m ³	青葉区桂台 2-36
9	嶮山小学校	60 m ³	青葉区すすき野 1-6-4
10	市ヶ尾小学校	60 m ³	青葉区市ヶ尾町 1632-1

3 緊急給水栓設置場所一覧

No	設置場所	所在地
1	たまプラーザ団地集会所	青葉区美しが丘 1-17
2	青葉台公園	青葉区青葉台 1-12-1
3	つつじが丘第四公園	青葉区つつじが丘 33-1
4	あざみ野中学校	青葉区あざみ野 1-29-1
5	慶応義塾横浜初等部	青葉区あざみ野南 3-1
6	すすき野中学校	青葉区すすき野 3-4-3
7	あかね台宮の台公園前	青葉区あかね台 1-2-1
8	もえぎ野中学校	青葉区もえぎ野 4-1
9	山内中学校	青葉区美しが丘 5-4
10	谷本中学校	青葉区梅が丘 5
11	奈良中学校	青葉区すみよし台 36-3
12	奈良の丘小学校	青葉区奈良 2-29-1
13	奈良五丁目駒狩公園	青葉区奈良 5-15
14	青葉台中学校	青葉区青葉台 2-25-2
15	鴨志田中学校	青葉区鴨志田町 536
16	美しが丘中学校	青葉区美しが丘 3-41-1
17	みたけ台中学校	青葉区みたけ台 30
18	市ケ尾中学校	青葉区市ケ尾町 531-1
19	荏田西小学校	青葉区荏田西 4-5-1
20	榎が丘小学校	青葉区榎が丘 29
21	山内小学校	青葉区新石川 1-20-1
22	鴨志田第一小学校	青葉区鴨志田町 805-6
23	桂小学校	青葉区桂台 1-4
24	あざみ野第二小学校	青葉区あざみ野 3-29-3
25	奈良小学校	青葉区奈良町 1541-2
26	青葉区総合庁舎	青葉区市ケ尾町 31-4
27	新石川小学校	青葉区新石川 3-12-1
28	谷本小学校	青葉区藤が丘 1-55-10

5-3 災害用井戸

井戸所在地					
1	青葉台一丁目 30-8	33	恩田町 1002	65	黒須田 32-10
2	青葉台二丁目 32-1	34	恩田町 1026-1	66	さつきが丘 6-1
3	あかね台一丁目 12-12	35	恩田町 1051	67	さつきが丘 14-1
4	あかね台一丁目 7-25	36	恩田町 1716-1	68	さつきが丘 24-12
5	市ケ尾町 252	37	恩田町 2146	69	しらとり台 41-11
6	市ケ尾町 378	38	恩田町 2620	70	しらとり台 43-1
7	市ケ尾町 381	39	恩田町 3127	71	しらとり台 43-13
8	市ケ尾町 382	40	恩田町 3206	72	しらとり台 49-28
9	市ケ尾町 417	41	恩田町 3285	73	しらとり台 53-5
10	市ケ尾町 419	42	恩田町 3304-8	74	しらとり台 55-1
11	市ケ尾町 501-9	43	恩田町 3305	75	しらとり台 60-16
12	市ケ尾町 521-8	44	恩田町 3307	76	しらとり台 60-17
13	市ケ尾町 524-4	45	恩田町 3317	77	しらとり台 61-2
14	市ケ尾町 525-4	46	柿の木台 7-6	78	しらとり台 79-7
15	市ケ尾町 1591	47	柿の木台 21-14	79	新石川 4-11-10
16	美しが丘 4-29-8	48	柿の木台 45-5	80	すみよし台 6-3
17	美しが丘 5-16-3	49	鴨志田町 61-2	81	たちばな台 2-7-7
18	美しが丘 5-26-1	50	鴨志田町 223	82	田奈町 4-1
19	荳子田 1-1-14	51	鴨志田町 304	83	千草台 13-12
20	荳子田 3-12-1	52	鴨志田町 304-3	84	千草台 18-1
21	荳田北 2-11-10	53	鴨志田町 418-27	85	千草台 46-10 (住宅裏)
22	荳田町 420-8	54	鴨志田町 810-6	86	千草台 47-3
23	荳田町 821	55	鉄町 1034	87	千草台 48-15
24	荳田町 828-3	56	鉄町 1049 エイトランド A 地内	88	千草台 48-25
25	荳田町 833	57	鉄町 1100	89	千草台 49-5
26	荳田町 1319	58	鉄町 1120	90	藤が丘 1-46-7
27	荳田西 2-2-3	59	鉄町 1188	91	みたけ台 27-6
28	荳田西 3-30-4	60	鉄町 1588	92	元石川町 5250
29	大場町 98	61	鉄町 1593	93	元石川町 6391
30	大場町 266	62	鉄町 1683-4	94	もみの木台 6-1
31	大場町 303-2	63	鉄町 1696		
32	恩田町 1001	64	黒須田 18-60		

第 6 避難・受入

6-1 地域防災拠点（指定避難所）

No	名称	所在地	該当区域
1	横浜市立鉄小学校	青葉区鉄町 427 番地	鉄町、大場町の一部
2	横浜市立谷本小学校	青葉区藤が丘一丁目 55 番地の 10	藤が丘一丁目、下谷本町
3	横浜市立田奈小学校	青葉区田奈町 51 番地の 13	恩田町の一部、田奈町
4	横浜市立山内小学校	青葉区新石川一丁目 20 番地の 1	新石川二丁目の一部、 新石川三丁目・四丁目
5	横浜市立奈良小学校	青葉区奈良町 1,541 番地の 2	奈良町の一部、奈良四丁目の一部、 奈良五丁目、緑山
6	横浜市立つつじが丘小学校	青葉区つつじが丘 34 番地	つつじが丘
7	横浜市立美しが丘小学校	青葉区美しが丘二丁目 29 番地	美しが丘一丁目の一部、 美しが丘二丁目の一部
8	横浜市立青葉台小学校	青葉区桜台 47 番地	桜台の一部、若草台の一部
9	横浜市立榎が丘小学校	青葉区榎が丘 29 番地	榎が丘、松風台の一部
10	横浜市立すすき野小学校	青葉区すすき野三丁目 4 番地の 1	美しが丘西三丁目の一部、 すすき野三丁目の一部
11	横浜市立もえぎ野小学校	青葉区もえぎ野 16 番地	もえぎ野、柿の木台、上谷本町の一部
12	横浜市立元石川小学校	青葉区美しが丘四丁目 31 番地の 1	美しが丘四丁目、元石川町の一部
13	横浜市立藤が丘小学校	青葉区藤が丘二丁目 30 番地の 3	藤が丘二丁目の一部
14	横浜市立みたけ台小学校	青葉区みたけ台 18 番地	桜台の一部、たちばな台一丁目
15	横浜市立美しが丘東小学校	青葉区美しが丘二丁目 25 番地	美しが丘一丁目の一部、 美しが丘二丁目の一部
16	横浜市立市ケ尾小学校	青葉区市ケ尾町 1,632 番地の 1	市ケ尾町の一部、大場町の一部、 荇田北一丁目～三丁目
17	横浜市立あざみ野第一小学校	青葉区あざみ野四丁目 6 番地の 1	あざみ野四丁目、元石川町の一部
18	横浜市立嶮山小学校	青葉区すすき野一丁目 6 番地の 4	すすき野町一丁目・二丁目、すすき野 三丁目の一部、もみの木台
19	横浜市立東市ケ尾小学校	青葉区市ケ尾町 519 番地	市ケ尾町の一部
20	横浜市立鴨志田第一小学校	青葉区鴨志田町 805 番地の 6	鴨志田町の一部、たちばな台二丁目
21	横浜市立あざみ野第二小学校	青葉区あざみ野三丁目 29 番地の 3	あざみ野三丁目、あざみ野南二丁目～ 四丁目、みすずが丘、大場町の一部
22	横浜市立鴨志田緑小学校	青葉区鴨志田町 532 番地	鴨志田町の一部、寺家町、成合町
23	横浜市立荇子田小学校	青葉区荇子田三丁目 8 番地の 9	荇子田一丁目～三丁目

No	名称	所在地	該当区域
24	横浜市立恩田小学校	青葉区桂台二丁目 36 番地	桂台二丁目、若草台の一部
25	横浜市立新石川小学校	青葉区新石川三丁目 12 番地の 1	新石川二丁目の一部、新石川三丁目・四丁目
26	横浜市立さつきが丘小学校	青葉区さつきが丘 8 番地	さつきが丘、しらとり台
27	横浜市立荇田西小学校	青葉区荇田西四丁目 5 番地の 1	荇田西一丁目～五丁目
28	横浜市立桂小学校	青葉区桂台一丁目 4 番地	桂台一丁目、松風台の一部
29	横浜市立奈良の丘小学校	青葉区奈良二丁目 29 番地の 1	奈良町の一部、奈良一丁目～三丁目、奈良四丁目の一部
30	横浜市立山内中学校	青葉区美しが丘五丁目 4 番地	美しが丘五丁目
31	横浜市立谷本中学校	青葉区梅が丘 5 番地	梅が丘
32	横浜市立青葉台中学校	青葉区青葉台二丁目 25 番地の 2	青葉台一丁目・二丁目
33	横浜市立みたけ台中学校	青葉区みたけ台 30 番地	みたけ台、上谷本町の一部
34	横浜市立美しが丘中学校	青葉区美しが丘三丁目 41 番地の 1	美しが丘二丁目の一部、美しが丘三丁目
35	横浜市立緑が丘中学校	青葉区千草台 50 番地の 1	千草台、藤が丘二丁目の一部
36	横浜市立奈良中学校	青葉区すみよし台 36 番地の 3	すみよし台、奈良町の一部
37	横浜市立あざみ野中学校	青葉区あざみ野一丁目 29 番地の 1	あざみ野一丁目・二丁目
38	横浜市立黒須田小学校	青葉区黒須田 34 番地の 1	大場町の一部、黒須田
39	横浜市立あかね台中学校	青葉区あかね台二丁目 8 番地の 2	あかね台一丁目・二丁目、恩田町の一部
40	横浜市立美しが丘西小学校	青葉区美しが丘西二丁目 48 番地の 1	美しが丘西一丁目・二丁目、美しが丘西三丁目の一部、元石川町の一部
41	横浜市立荇田小学校	都筑区荇田南町 694 番地	荇田町、都筑区荇田南町及び荇田東町

6-2 広域避難場所

No	広域避難場所名称	地区割り当て町丁目
1	横浜商科大学一帯	梅が丘、さつきが丘
2	北八朔公園	千草台
3	たまプラーザ団地一帯	美しが丘一～五丁目
4	國學院大学グラウンド	あざみ野南一～四丁目、新石川一～四丁目
5	桜台公園地区	青葉台一、二丁目、榎が丘、柿の木台、桂台一丁目、桜台、しらとり台、つつじが丘、松風台、みたけ台、もえぎ野
6	桐蔭学園	大場町、鉄町、黒須田、みすずが丘
7	こどもの国	すみよし台、奈良町、奈良一～五丁目
8	すすき野団地一帯	あざみ野一～四丁目、美しが丘西一～三丁目、荏子田
9	グリーンヒル鴨志田西団地一帯	桂台二丁目、鴨志田町、寺家町、たちばな台一、二丁目、成合町、若草台
10	谷本公園一帯	市ヶ尾町、荏田北一～三丁目、藤が丘一、二丁目
11	かしの木台ハイツアー	荏田町、荏田西一～五丁目
12	南長津田団地及び森村学園一帯	あかね台一、二丁目、恩田町、田奈町

6-3 福祉避難所（特別避難場所）

No	施設名称	住所
1	横浜市荏田地域ケアプラザ	青葉区荏田町 494-7
2	横浜市もえぎ野地域ケアプラザ	青葉区もえぎ野 4-2
3	奈良地域ケアプラザ	青葉区奈良町 1757-3
4	横浜市さつきが丘地域ケアプラザ	青葉区さつきが丘 12-1
5	横浜市美しが丘地域ケアプラザ	青葉区美しが丘 4-32-7
6	横浜市大場地域ケアプラザ	青葉区大場町 383-3
7	横浜市鴨志田地域ケアプラザ	青葉区鴨志田町 547-3
8	ビオラ市ケ尾地域ケアプラザ	青葉区市ケ尾町 25-6
9	青葉台地域ケアプラザ	青葉区青葉台 2-8-22
10	横浜市恩田地域ケアプラザ	青葉区あかね台 2-8-4
11	横浜市たまプラーザ地域ケアプラザ	青葉区新石川 2-1-15
12	横浜市すすき野地域ケアプラザ	青葉区すすき野 1-8-21
13	ユートピア青葉	青葉区もえぎ野 4-2
14	青葉の丘	青葉区元石川町 6568
15	横浜あおぼの里	青葉区鉄町 1375
16	リハリゾート青葉	青葉区奈良 4-6-13
17	横浜シルバープラザ	青葉区鉄町 2075-5
18	プラチナ・ヴィラ青葉台	青葉区鴨志田町 75-1
19	ひかり苑	青葉区さつきが丘 8-4
20	緑の郷	青葉区鉄町 2075-3
21	ヴェルデの森	青葉区寺家町 548-2
22	わかたけ青葉	青葉区奈良 4-6-1
23	たまプラーザ倶楽部	青葉区元石川町 3697-1
24	てるてる園	青葉区奈良町 2578
25	介護老人福祉施設 大樹の郷	青葉区恩田町 2282
26	創生園青葉	青葉区奈良町 881-13
27	みすずが丘ショートステイセンター	青葉区みすずが丘 23-2
28	地域療育センターあおぼ	青葉区黒須田 34-1
29	青葉メゾン	青葉区奈良町 1757-3
30	青葉区生活支援センターほっとサロン青葉	青葉区荏田西二丁目 14-3
31	えだ福祉ホーム	青葉区荏田町 494-7
32	あおぼ地域活動ホーム すてっぷ	青葉区青葉台 2-8-22

6-4 帰宅困難者一時滞在施設

駅名	施設名	駅からの距離・時間	最大収容人数
たまプラーザ駅	学校法人 國學院大學 たまプラーザキャンパス	約300メートル 徒歩4分	100人
	たまプラーザ テラス	約160メートル 徒歩2分	160人
あざみ野駅 (東急・市営地下鉄)	山内地区センター	約200メートル 徒歩3分	300人
	アートフォーラムあざみ野	約400メートル 徒歩5分	300人
江田駅	品川合同葬祭(株) シティホール荏田	約200メートル 徒歩3分	100人
市が尾駅	青葉公会堂	約700メートル 徒歩8分	1,000人
藤が丘駅	藤が丘地区センター	約450メートル 徒歩5分	400人
青葉台駅	大成祭典(株) セレモニーホール大成第2	約400メートル 徒歩5分	100人
	青葉台フォーラム	約150メートル 徒歩2分	50人
田奈駅	青葉区区民交流センター	約50メートル 徒歩1分	100人
こどもの国駅	こどもの国(園内施設) レストラン さんかくぼうし	約400メートル 徒歩5分	200人

6-5 地域防災拠点におけるペット同行避難者の受け入れルール例

青葉区の地域防災拠点において、ペット同行避難者を受け入れる際に必要なルールの目安をお示しました。

1 飼育場所

ペットを飼っていない被災者が避難生活をおくる体育館、教室などには、原則としてペットは入れないこと。

拠点運営委員会から認められた場所で、状況に応じてテントやブルーシートなどを使用して飼育する。

2 対象とするペット

飼い主が避難に同行させざるを得ない状況にあるペットであること。かつ、以下に示すもので、原則ケージ内で飼育できるもの

(1) 犬、猫

(2) 家庭で飼育していたペットで人に危害を及ぼすことのないもの

3 ペットの受付

地域防災拠点へのペット受入れを希望する避難者は、避難者受付にて「ペット飼育に関する同意書」等を記入し、受付する。

4 「飼い主の会」の設置及び役員選出

ペットの受付をした飼い主は「飼い主の会」を組織し、リーダー及びサブリーダーを選出する。選出されたリーダーは学校拠点班職員及び拠点運営委員会へ役員の報告をする。

また、リーダーの役割は次のとおりとし、サブリーダーはリーダーを補助する。

(1) 飼育管理当番を決める

(2) 飼い主の協力体制を推進し、飼育ルールを順守させる。

(3) 学校拠点班職員及び拠点運営委員会との連絡を行う。

5 拠点でのルール

(1) 地域防災拠点で受け入れるペットの飼育は原則ケージを使用し、飼い主が行う。

(2) ペットの飼育管理に必要な物資（ケージ、エサ、ペットシート等）は原則飼い主の負担とする。

(3) 飼い主は、表1に示す『飼い主及び飼育管理当番の責務』を果たし、「飼い主の会」の一員としてリーダーに協力する。

(4) 飼い主は、地域防災拠点でのペットに関するトラブル防止に努める。

(5) 拠点運営委員会からの指摘があったとき、その他ペット飼育のルールを守らない等、対処・改善を要する事項が発生したときは「飼い主の会」で対処・改善方法等を協議し、

対応結果を拠点運営委員会へ報告する。

- (6) 「飼い主の会」は、飼い主が表 1 に示す責務を怠った場合あるいは、周囲へ迷惑を及ぼす状況が続き、問題解決できないときは、その飼い主にペットの退去勧告を出すことができる。
- (7) 拠点運営委員会は、ペット飼育に関して拠点運営に支障をきたす場合には、その飼い主にペットの退去勧告を出すことができる。

表 1 飼い主及び飼育管理当番の責務

飼い主個別の責務	飼育管理当番の責務
<ul style="list-style-type: none">・ 給餌：食べ終わったらすぐに片付けること・ 糞尿の処理（ペットシーツの交換）・ 抜け毛・臭い対策（ケージ及びその周辺の清掃）・ その他散歩など個別に必要となる世話	<ul style="list-style-type: none">・ 飼育場所から集積された廃棄物の一時保管場所、その他共有部分等の清掃・消毒・ 日誌の記載・ 不足物資、問題発生時等におけるリーダーへの報告・ ペットの受付及び飼い主の責務等についての説明

6 拠点運営委員会及び青葉区災害対策本部衛生班への報告・相談

受付担当者や「飼い主の会」は、自ら対応することが困難な状況が生じた場合には、拠点運営委員会へ報告するとともに学校拠点班職員を通じて青葉区災害対策本部衛生班へ相談し、対応の助言を受ける。

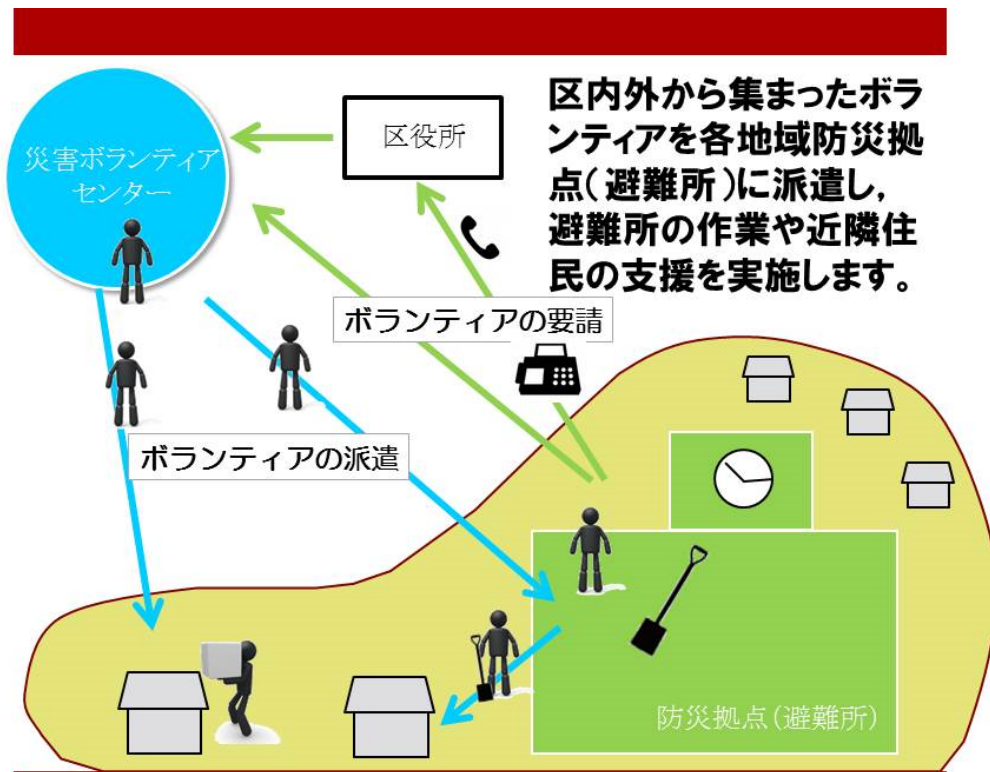
【例】

- ・ 受付時にけが、病気のペット、飼い主不明のペットが来たとき
- ・ 飼い主の会による対応が困難で、周囲に迷惑を及ぼす状況が継続しているとき

7 飼い主の変更事項等

- (1) 飼い主は避難場所の変更を生じた場合は速やかに「飼い主の会」へ報告する。
- (2) 自らまたは知人等が飼育できる場所を確保するように努め、確保できた場合は退去し、退去の旨を「飼い主の会」へ報告する。

6-6 災害ボランティアの受入れイメージ（作成：青葉区災害ボランティア連絡会）



『 ボランティアの種類 』

(一般ボランティア)

(専門ボランティア)

窓口 災害ボランティア連絡会

区経由関連部署

- ・炊き出し、食料他配布
- ・救援物資の仕分け、配食
- ・避難所清掃 ・ペットの世話
- ・生活情報収集、伝達
- ・軽作業（泥出し・がれき運搬他）
- ・話し相手、子供遊び相手

- ・医療従事者（医師他）
- ・通訳、手話
- ・建物等の危険度判定士
- ・高齢者、障害者の看護
- ・専門知識/技能の要る活動

第 7 協定等

青葉区内の協定概要

No	協定名	協定先	概要
1	日本体育大学と横浜市青葉区との災害対策に関する連携協定	日本体育大学	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくりに向けた防災訓練 ・学生への防災教育の推進 ・災害時に学生が行うボランティア活動 ・災害時の情報収集・伝達 ・補充的避難場所
2	災害時における必要物資等の優先的な提供及び借用に関する協定	トーエル	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水やLPガスの提供 ・避難所となる地域防災拠点への要請物資の供給
3	災害時における緊急放送に関する協定	横浜コミュニティ放送	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、「FMサルス」(FM84.1MHz)から災害情報を放送する「緊急放送」を実施 ・大規模災害時や夜間に、青葉区から区役所内に設置した放送設備により「緊急放送」を実施 ・防災知識の普及啓発や青葉区役所が実施する訓練への参加など平常時の協力
4	災害時におけるケーブルテレビ事業者との相互協力に関する協定	イツコム	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、イツコムから災害情報を放送 ・防災知識の普及啓発や青葉区役所が実施する訓練への参加など平常時の協力
5	青葉区災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	青葉区災害ボランティア連絡会 青葉区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉区ボランティアセンターの設置、運営に係る業務分担等を規定
6	災害時における自治会館の提供協力に関する覚書	鉄町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害その他災害により避難勧告等が発令された場合に自治会館を避難所として提供
7	災害時における自治会館の提供協力に関する覚書	つつじが丘自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害その他災害により避難勧告等が発令された場合に自治会館を避難所として提供
8	災害時における自治会館の提供協力に関する覚書	若草台自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害その他災害により避難勧告等が発令された場合に自治会館を避難所として提供
9	災害時における自治会館の提供協力に関する覚書	元石川船頭自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害その他災害により避難勧告等が発令された場合に自治会館を避難所として提供
10	災害時における施設等の提供に関する協定書	東急急行電鉄株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者一時滞在施設(たまプラーザ)

No	協定名	協定先	概要
11	災害時における施設等の提供協力に関する協定書	青葉公会堂	・帰宅困難者一時滞在施設（市が尾）
12	災害時における施設等の提供協力に関する協定書	セレモニーホール大成第2	・帰宅困難者一時滞在施設（青葉台）
13	災害時における施設利用の協力に関する協定	山内地区センター	・帰宅困難者一時滞在施設（あざみ野）
14	災害時における施設利用の協力に関する協定	藤が丘地区センター	・帰宅困難者一時滞在施設（藤が丘）
15	災害時における施設等の提供協力に関する協定書	アートフォーラムあざみ野	・帰宅困難者一時滞在施設（市が尾）
16	災害時における施設等の提供協力に関する協定書	こどもの国	・帰宅困難者一時滞在施設（こどもの国）
17	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	國學院大學	・帰宅困難者一時滞在施設（たまプラーザ）
18	災害時における施設等の提供協力に関する協定書	品川合同葬祭	・帰宅困難者一時滞在施設（江田）
19	災害時における自転車の調達等に関する協定	神奈川県自転車商協組合	・自転車の寄付
20	災害時における一時避難所に関する覚書	慶応義塾横浜初等部 荏田連合自治会	・荏田連合の防災備蓄庫の設置 ・いっとき避難場所としての利用
21	青葉区とアルスあざみ野自治会との要援護者情報の提供に関する協定書	アルスあざみ野自治会	・情報共有方式による要援護者名簿の提供
22	青葉区ともえぎ野町内会との要援護者情報の提供に関する協定書	もえぎ野町内会	・情報共有方式による要援護者名簿の提供

第 8 緊急巡回・点検路線図

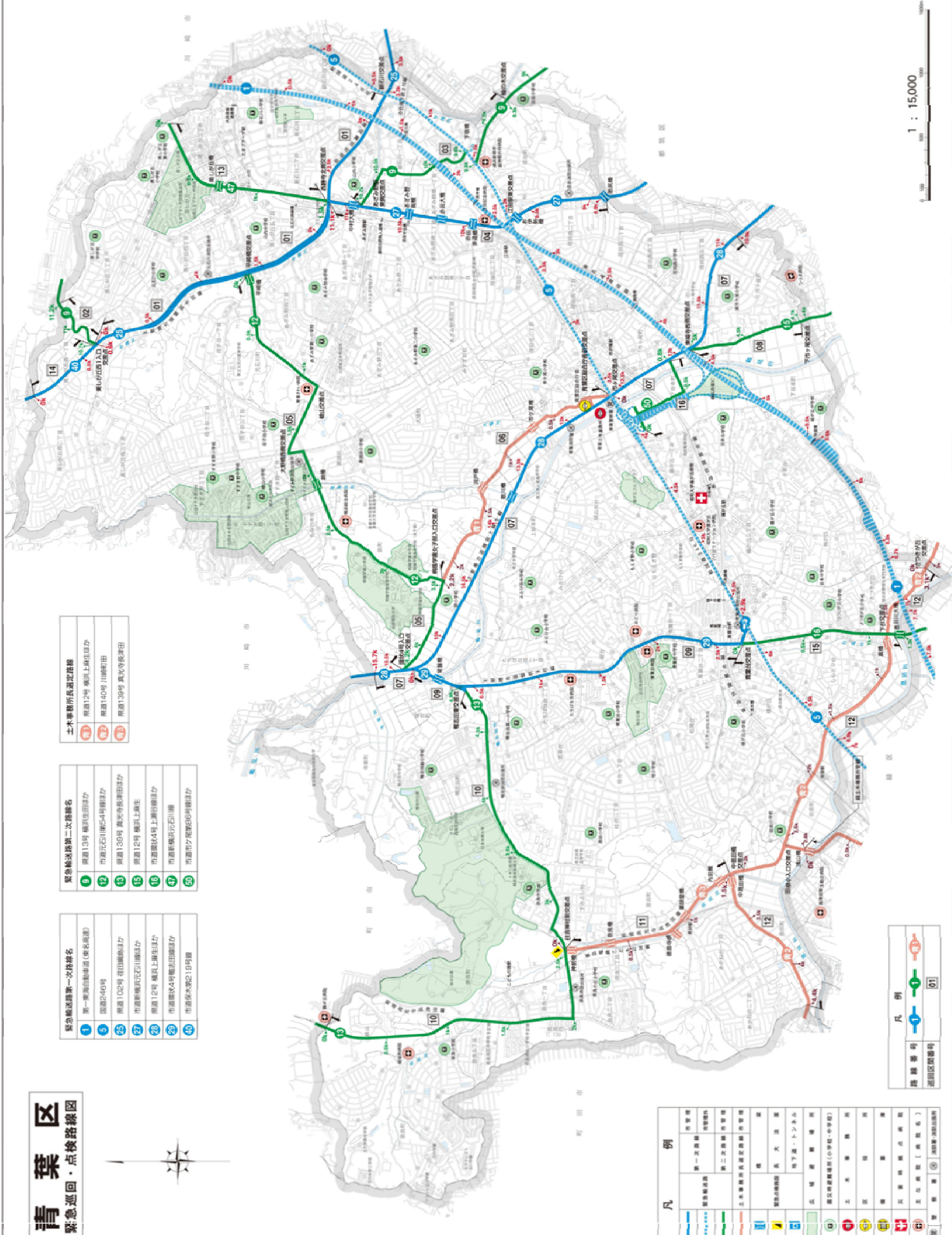
青葉区 緊急巡回・点検路線図

緊急巡回・点検路線図

1	第一東山地区道 (東山地区)
2	国道249号
3	国道102号 荏田通
4	市道新橋元(元)川原趾
5	市道新橋元(元)川原趾趾
6	市道新橋元(元)川原趾趾
7	市道新橋元(元)川原趾趾

8	市道12号 鶴沼
9	市道元石川原(元)川原趾
10	市道新橋元(元)川原趾
11	市道新橋元(元)川原趾
12	市道新橋元(元)川原趾
13	市道新橋元(元)川原趾
14	市道新橋元(元)川原趾

15	市道12号 鶴沼
16	市道140号 川原趾
17	市道139号 東光寺



(●)	巡回区番号
(○)	巡回区番号

○	市道
○	第一巡回線
○	巡回区番号
○	第二巡回線
○	巡回区番号
○	土本東部地区巡回線
○	巡回区番号
○	巡回区番号
○	巡回区番号
○	巡回区番号
○	巡回区番号
○	巡回区番号
○	巡回区番号
○	巡回区番号
○	巡回区番号
○	巡回区番号